

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の概要について

令和6年3月に導入を予定している生活保護の医療扶助におけるマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認において、個人番号の利用が必要となる。

生活保護法に基づく事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において個人番号を利用することができることとされているが、外国人には生活保護法が適用されず、生活保護法に準じた保護を行うこととなっており、番号法を根拠とした個人番号の利用ができない。

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における個人番号の利用を、番号法第9条第2項に基づき条例で定め、生活保護法による事務手続等と同様に個人番号を利用し情報連携を行う。

1. 個人番号の利用を条例で独自に定める事務

(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

（番号法別表第1の15の項の生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものと同様とする。）

(2) 市の機関内で保有する次の情報について、個人番号を利用した情報連携を行う。

利用する事務	情報連携を行う特定個人情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税及び市民税の課税額</li> <li>児童扶養手当支給額</li> <li>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給額</li> <li>障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給額</li> <li>療育医療の給付額又は費用の支給額</li> <li>児童手当支給額</li> <li>介護保険料の賦課額及び介護サービスの利用に係る自己負担額</li> <li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給額</li> </ul>

利用する事務	情報連携を行う特定個人情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高山市税条例による市民税の賦課に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の実施、保護の開始若しくは保護の変更、職権による保護の開始若しくは職権による保護の変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者の日常生活支援の決定に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健法による費用の徴収に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉法による措置に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉法による費用の徴収に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高山市国民健康保険条例による国民健康保険料の賦課に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅法に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務</li> </ul>	

2. 施行期日 公布の日